

あやすぎデイサービスセンター重要事項説明書

<指定地域密着型通所介護>

(令和3年8月1日現在)

当事業所は、ご契約者（ご利用者）に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 平成会		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2		
電話番号	0968-32-2117	FAX番号	0968-32-3176
代表者氏名	理事長 太田 黒 昭 彦		
設立年月日	平成元年 11 月 28 日		

2 事業所の概要

事業所の名称	あやすぎデイサービスセンター		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2		
電話番号	0968-32-2117	FAX番号	0968-32-3176
管理者氏名	太田 黒 賢 策		
事業開始年月日	指定地域密着型通所介護 平成 28 年 4 月 1 日		
指定番号	4372500563		
利用定員	18名		
通常の事業の実施地域	山鹿市		

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜 ただし、12月31日から1月3日までを除く
営業時間	8:00~17:00
サービス提供時間	9:20~15:40

4 設備等の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建て
設備	デイセンターホール 1 室（食堂・機能訓練室） 静養室 1 室 ・ 相談室 1 室 ・ 事務所 1 室 ・ 会議室 1 室
浴室	一般浴室・特殊浴室
トイレ	1か所
ナースコール	トイレ、浴室、静養室にナースコールを設置しています。

5 職員の勤務体制

職 種	配置人員	業務内容
管 理 者	常勤兼務 1名	事業所の運営管理
生 活 相 談 員	常勤兼務 2名	相談援助業務全般（介護職員を兼務）
看 護 職 員	常勤兼務 1名 非常勤兼務 1名	利用者の健康管理（機能訓練指導員を兼務）
機能訓練指導員	常勤兼務 1名 非常勤兼務 1名	利用者の機能回復訓練（看護職員を兼務）
介 護 職 員	常勤専従 3名 常勤兼務 2名	利用者の介護業務
管 理 栄 養 士	常勤兼務 1名	栄養管理
歯 科 衛 生 士	非常勤兼務 1名	口腔ケアの指導と実施

6 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、その目標を設定し、計画的に妥当適切なサービスの提供に努めます。

7 サービス内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

① 地域密着型通所介護計画の作成

担当ケアマネージャー作成の「居宅サービス計画」に沿って、「地域密着型通所介護計画」を作成します。

② 送 迎

送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、利用者の自宅から事業所間の送迎を行います。ただし、利用者の自宅への車の乗り入れが困難である等やむを得ない場合は、利用者と協議の上で定めた、所定の場所と事業所間の送迎を行います。

③ 食 事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の嗜好や心身等の状況を考慮した食事を適時適温で提供し、必要な食事介助を行います。

④ 入 浴

利用者の心身の状況及び希望に応じて介助浴、特殊浴を行います。

- ⑤ 排泄の介助
利用者の心身の状況に応じて、トイレ誘導等必要な介助を行います。
- ⑥ 機能訓練
利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
- ⑦ 趣味活動
利用者の希望に沿って、各種趣味活動を行います。
- ⑧ 健康管理
看護職員が利用者の健康管理を行います。
- ⑨ 相談及び援助
利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

8 利用料金

(1) 介護保険対象サービス費

利用者は、要介護認定に応じた介護報酬告示上の額から介護保険給付額を差し引いた差額分である「自己負担額」（通常はサービス利用料金の1割負担となります。ただし、一定以上の所得のある方は、2割又は3割負担となる場合があります。詳しくは、「介護保険負担割合証」をご確認ください。）をお支払いいただきます。

イ 基本利用料（地域密着型通所介護費）：（1割負担の場合）

（サービス提供時間が6時間以上7時間未満の利用料）

要介護区分	1日あたりの自己負担額
要介護 1	676円
要介護 2	798円
要介護 3	922円
要介護 4	1,045円
要介護 5	1,168円

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までは、基本利用料に0.1%上乗せとなります。

（例：基本利用料が1,000円とすると、1円が加算されます。）

ロ 加算・減算利用料：以下の要件を満たす場合、基本利用料にそれぞれの料金が加算又は減算されます。

1) 入浴介助加算（Ⅰ）： 40円/日

利用者の入浴介助を行った場合

2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）： 18円/日

事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、50%を超える場合。

3) 口腔機能向上加算 【ⅠかⅡのどちらかひとつ】

- 口腔機能向上加算（Ⅰ）： 150円/回（月2回まで）

歯科衛生士等が共同して利用者の口腔清掃の指導や実施、若しくは摂食・嚥下機能訓練の指導や実施など口腔機能向上サービスを行った場合

- 口腔機能向上加算（Ⅱ）： 160円/回（月2回まで）

上記（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

4) 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ： 56円（1日あたり）

専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合。

5) 若年性認知症利用者受入加算： 60円（1日あたり）

若年性認知症利用者（65歳の誕生日の前々日まで）ごとに個別の担当者を決めて、利用者の特性やニーズに合ったサービスを提供する場合。

6) 科学的介護推進体制加算： 40円（1月あたり）

利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

7) 介護職員処遇改善加算Ⅲ： 月の介護保険サービス利用料（基本利用料＋加算利用料）×2.3%
（例：総月額が1,000円とすると、23円が加算額となります。）

介護職員の待遇を改善し介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのもの。

8) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ： 月の介護保険サービス利用料（基本利用料＋加算利用料）×1.0%
（例：総月額が1,000円とすると、10円が加算額となります。）

経験や技能のある介護職員への待遇改善と、その他の介護職員、その他の職種への待遇改善を図り、介護福祉人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのもの。

9) 送迎未実施減算： -47円（片道につき）

事業所が利用者の送迎を実施しない場合。

10) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応措置：
基本利用料の3%の加算（事実発生の翌々月から3か月間算定されます。）

感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点からの特例措置で、具体的には、延利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延利用者数から5%以上減少している場合に加算されます。

※ 上記イ及びロの利用料金（介護保険対象利用料金）について、法改正等による居宅介護サービス費用基準額の変更があった場合は、利用料金を変更する場合があります。

(2) 介護保険対象外サービス（全額自己負担）

食 費	食事の提供に要する費用 550円（1回につき）
おむつ代	おむつの提供を受けた場合 実費（別紙料金表参照）
口腔ケア用品代	口腔ケア用品の提供を受けた場合 実費（別紙料金表参照）
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品や趣味活動に要する材料等）について、費用の実費をいただきます。

※ 上記料金（介護保険対象外利用料金）について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前に利用者又は家族に説明し、同意を得るものとします。

9 利用料金のお支払方法

当月の料金合計額の明細を記入した請求書を、翌月 10 日までに利用者又は家族に送付いたしますので、口座自動振替又は現金にてお支払い下さい。お支払いを確認した後、領収書を発行いたします。

10 緊急時の対応

利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関及び家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

- ① サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 利用の中止、変更、追加

- ① 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用予約のキャンセル又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施日の前日までに連絡して下さい。
- ② サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日を利用者に提示して協議します。
- ③ 事業所は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができるものとします。この場合、事前に家族に利用者の状況について説明を行い、必要に応じて主治医又は協力医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

1 3 利用者の留意事項

当事業所の利用に当たっては、次の事項にご留意下さい。

- ① 故意に事業所の設備、備品等に損害を与えたり、持ち出したりしないで下さい。
- ② 入浴サービスを利用する際は、職員の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ってください。
- ③ 指定された場所、時間以外において飲酒をしないでください。
- ④ 喫煙は所定の場所で喫煙してください。
- ⑤ 他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教、政治活動を行わないで下さい。
- ⑥ 送迎サービスを利用する場合は、利用者の自宅から事業所の間とし、途中での乗降はできません。また、走行中のマナーを守ってください。
- ⑦ 事業所内にペットを持ち込まないでください。

利用者の故意又は重大な過失により、施設、設備等を破損、汚損若しくは変更した場合には、利用者の負担により、現状に復するか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

1 4 防災対策

- ① 消防計画に基づき、防火管理者、火元責任者を配置して防災対策を行います。
- ② 当事業所には、防災設備として、スプリンクラー、避難誘導灯、自動火災報知器、防火シャッター、屋内消火栓、消火器、非常通報装置を設置しています。又、防災設備は、年2回専門業者による点検を行っています。
- ③ 非常災害に備えるため、次の訓練を行います。

・防災教育及び基本訓練（消火、通報、避難誘導）	年1回以上
・利用者を含めた総合訓練	年1回以上
・防災設備等の使用方法の周知	随時

15 苦情処理

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	あやすぎデイサービスセンター		
電話番号	0968-32-2117	F A X 番号	0968-32-3176
Eメール	ayasugi-day@ayasugisou.com		
苦情受付担当者	通所介護課主任：片瀬 優 通所介護課主任：堤 晃美		
苦情解決責任者	管理者 太田黒 賢策		
受付時間	8：00～17：00（月曜～土曜） 担当者が不在の場合は、事業所の他の職員が対応いたします。		
苦情処理 第三者委員	社会福祉法人平成会監事 野中 弘樹 （連絡先：0968-32-2205） 井手 節幸 （連絡先：0968-32-2404）		
その他の 苦情受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県国民健康保険団体連合会 住所：熊本市東区健軍2丁目4番10号（市町村自治会館内） 電話：096-214-1101（介護サービス苦情・相談窓口） ・山鹿市長寿支援課 住所：山鹿市山鹿 987-3 電話：0968-43-1180 		

16 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無： 有 ・ 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

17 利用料金表

【 地域密着型通所介護 】（1日につき）

種別	要介護度					備 考
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本利用料 ①	676 円	798 円	922 円	1,045 円	1,168 円	1 割負担 の場合
入浴加算Ⅰ ②	40 円					
サービス提供体制強化 加算Ⅱ ③	18 円					
食事の提供に要する 費用 ④	550 円					
1日当たりの負担額⑤ (①+②+③+④)	1,284 円	1,406 円	1,530 円	1,653 円	1,776 円	
<p>1 ①～③の料金は、1割負担の場合の料金です。</p> <p>2 ⑤の料金は、入浴を利用し、食事を提供した場合の利用料金です。</p> <p>3 上記利用料金の他に、利用者の状況や事業所が提供するサービスの内容により、本重要事項説明書8の(1)口の③～⑦、⑨の加算料金をご負担いただく場合があります。</p> <p>4 送迎を実施しない場合は、上記利用料金より、片道につき47円が減算されます。</p>						

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までは、基本利用料に0.1%上乘せとなります。

(例：基本利用料が1,000円とすると、1円が加算されます。)

(令和3年8月改定版/地密通所介護)

同意書

指定地域密着型通所介護サービスの利用に当たり、契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2
名称 社会福祉法人 平成会
代表者 理事長 太田 黒 昭 彦 印

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

続柄 ()